

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進総室 まちづくり推進課	
不利益処分名	市街地再開発組合の処分の取消し等	
根 拠 法 令	都市再開発法	
根 拠 条 項	第125条第3項	
連 絡 先	(電話 621-5269)	
処 分 基 準	基 準	<p>【基準】 都市再開発法125条第3項の規定による。</p> <p>(組合に対する監督)</p> <p>第125条 3 都道府県知事は、前2項の規定により検査を行つた場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p>
	参 考 事 項	徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)